

特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業について

令和4年4月



独立行政法人農畜産業振興機構
野菜振興部 助成業務課

1. 事業の概要

特定野菜等事業は、野菜法及び野菜法施行規則のほか、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について、機構業務方法書、同実施細則及び特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱に基づき、実施している。

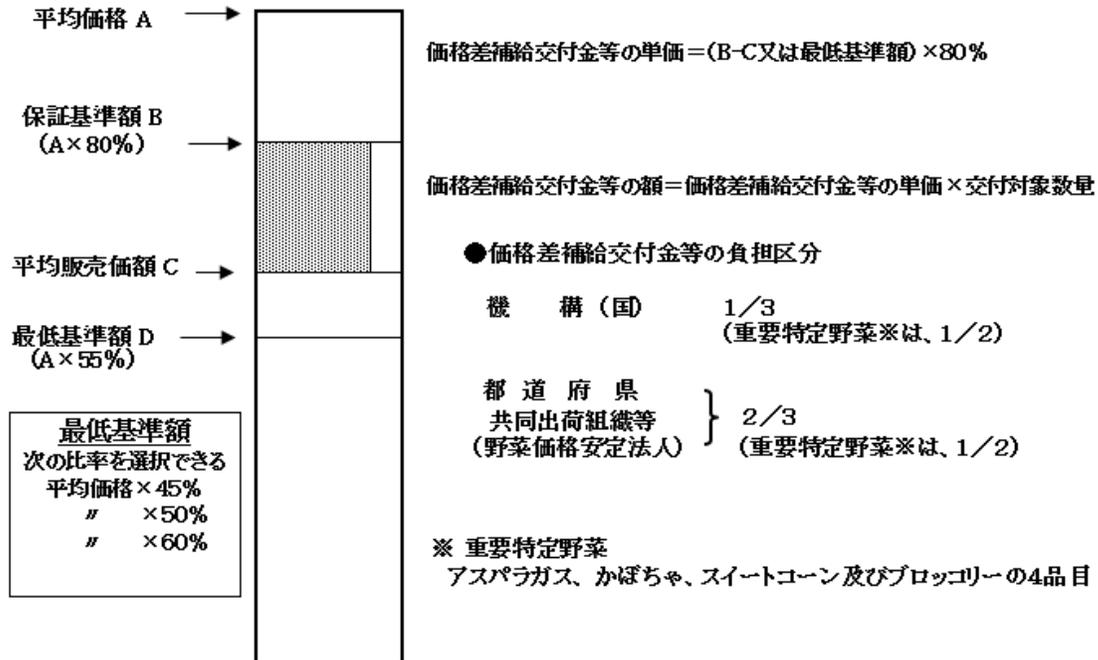
指定野菜以外の野菜で、国民生活上及び地域農業振興上の重要性から指定野菜に準ずる野菜として位置づけられる特定野菜（35品目）及び都道府県知事が選定した対象産地（指定産地以外）で生産された指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図る制度である。

（1）仕組み

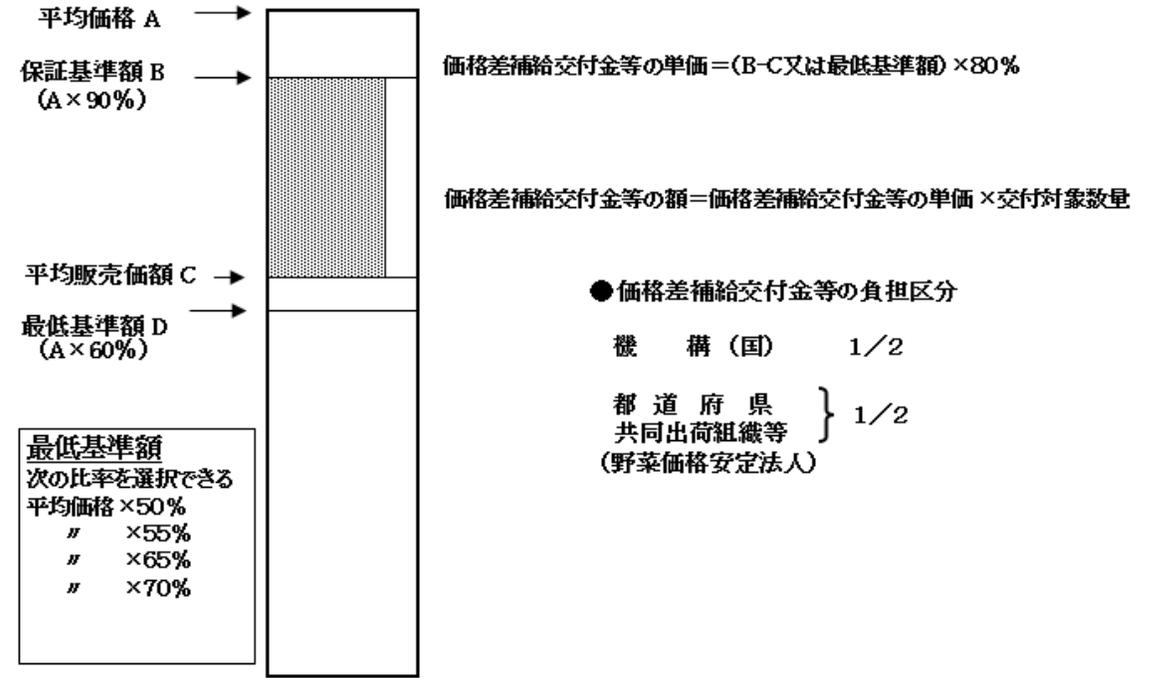
- ① 出荷団体（経済連等）及び相当規模生産者（法人、協業経営体等）が、都道府県からの補助金を加えて、都道府県野菜価格安定法人に資金を造成する。
- ② 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その差額の8割（平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額の8割）に出荷数量を乗じた額について、造成資金から取り崩した金額に国の補助金を加えて、生産者に対し価格差補給金として交付する。

- ・保証基準額
平均価格（野菜の種類・出荷期間・地域の区分ごとに、過去6カ年の市場価格の平均を基に算出）に0.8（特定野菜）又は0.9（指定野菜）を乗じたもの。
- ・最低基準額
平均価格に0.55（特定野菜）又は0.6（指定野菜）を乗じたもの。

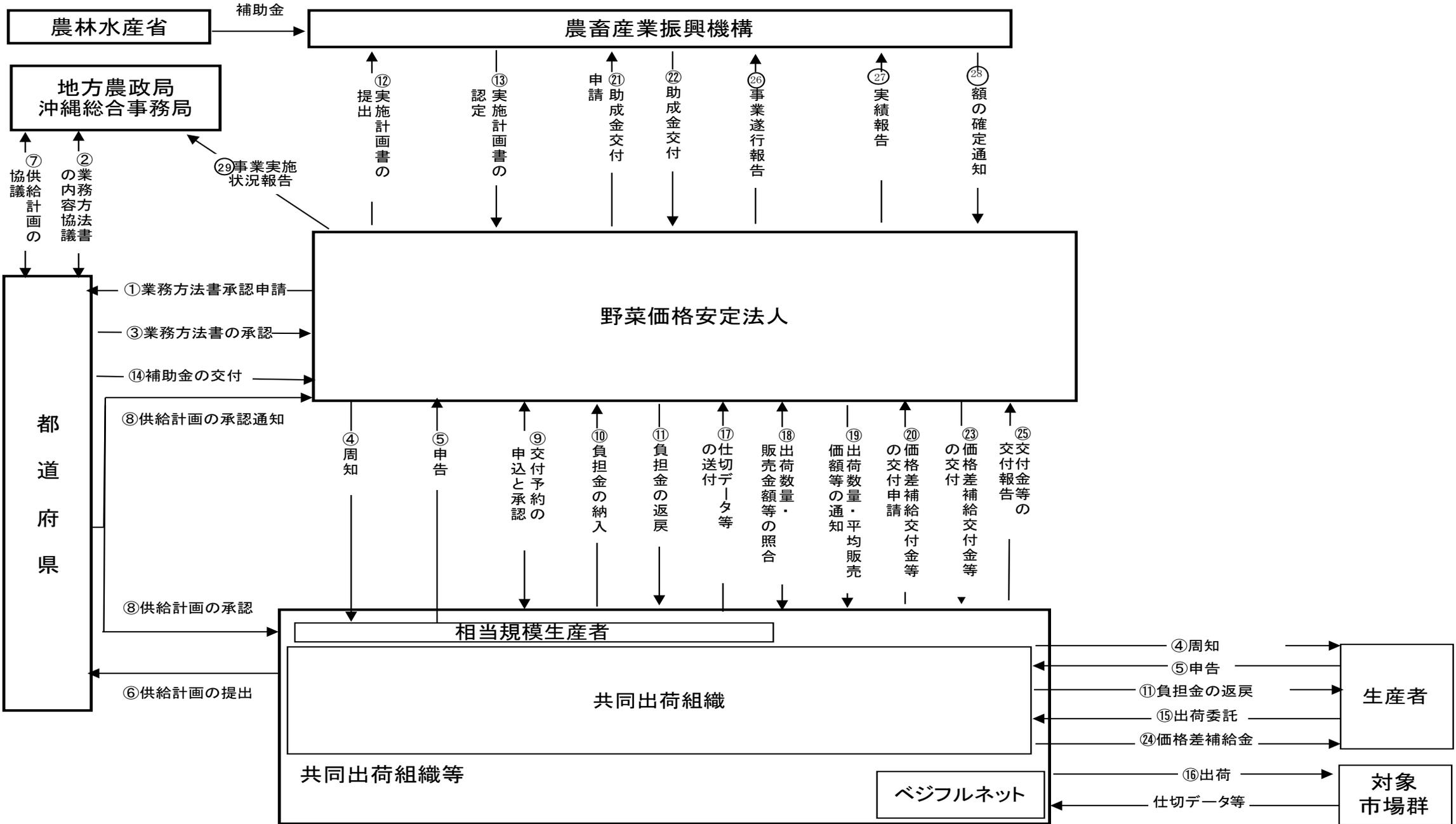
○ 特定野菜事業



○ 指定野菜事業



〈事務手続きの流れ〉



(2) 対象野菜

本制度の対象となる野菜は、

- ① 安定的供給を確保するため知事が選定した産地で生産された特定野菜等であり、かつ、
- ② 出荷団体及び相当規模生産者が、卸売市場に出荷したものである。

対象野菜

(特定野菜) ※太字下線の品目は、重要特定野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちや、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したものを除く。）、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも、れんこん (29品目)

(特認野菜)

オクラ、ししとうがらし、にがうり、みょうが、らっきょう、わけぎ (6品目)

(指定野菜)

指定野菜のうちたまねぎ及びばれいしょを除く12品目 (ただし、中山間地区、複合地区及び野菜指定産地育成計画を樹立した地区にあつては指定野菜14品目)

<対象産地の要件>

① 特定野菜

1) 面積要件

- ・こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつば等 おおむね3 ha以上
- ・生しいたけ . . . おおむねほだ木5万本相当以上
- ・上記以外の特定野菜 おおむね5 ha以上

2) 共同出荷率

- ・当該産地から出荷される当該特定野菜の出荷量のうち、共同出荷組織等によるもの おおむね3分の2
- ・特定野菜に係る複合地区 おおむね2分の1
- ・産地強化計画樹立産地 おおむね3分の1

② 指定野菜

1) 面積要件

- ・指定野菜（果菜類を除く） おおむね10ha以上
- ・指定野菜（果菜類を除く）のうち、指定野菜に係る複合産地 おおむね7 ha以上
- ・指定野菜のうち、果菜類 おおむね5 ha以上
- ・果菜類のうち、指定野菜に係る複合産地 おおむね3 ha以上

2) 共同出荷率

- ・当該産地から出荷される当該指定野菜の出荷量のうち、共同出荷組織等によるもの おおむね2分の1
- ・産地強化計画樹立産地 おおむね3分の1

<相当規模生産者>

① 特定野菜（生しいたけを除く） おおむね1.5ha以上

- ・生しいたけ おおむね2.5万本相当以上

② 指定野菜 おおむね2 ha以上

<対象市場群>

- ① 指定野菜価格安定対策事業の対象市場群に含まれる市場群
 - 【選定方法】 県知事が選定
 - 【対象事業】 特定野菜事業及び特定指定事業

- ② 野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる地方卸売市場（卸売市場法改正後は、中央卸売市場及び地方卸売市場）で①以外のもの
 - 【選定方法】 県知事が農林水産大臣と協議して選定
 - 【対象事業】 特定野菜事業及び特定指定事業

- ③ ①及び②の他、対象産地の属する県に所在する野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる地方公共団体の助成に係る流通施設
 - 【選定方法】 県知事が農林水産大臣と協議して選定
 - 【対象事業】 特定野菜事業

〈参考〉特定野菜等供給産地育成価格差補給事業と指定野菜価格安定対策事業の事業内容比較

事業名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		(参考) 指定野菜価格安定対策事業
	特定野菜供給産地育成価格差補給事業	指定野菜供給産地育成価格差補給事業	
実施主体	都道府県野菜価格安定法人		(独)農畜産業振興機構
事業に参加できる者	<p>◎共同出荷組織 ①農業協同組合、②農業協同組合連合会、③①又は②が主な構成員となっている団体、④森林組合、⑤森林組合連合会、⑥④又は⑤が主な構成員となっている団体、⑦対象特定野菜等の生産者が構成員となっている団体</p> <p>◎相当規模生産者 対象特定野菜等を生産する生産者であって、その生産面積がおおむね1.5ha(ただし、生しいたけはほだ木2.5万本)以上。</p>	<p>◎共同出荷組織 左の①～③及び⑦</p> <p>◎相当規模生産者 対象特定野菜等を生産する生産者であって、その生産面積がおおむね2ha以上の指定野菜を作付けする者。</p>	<p>◎出荷団体 ①農業協同組合、②農業協同組合連合会、③事業協同組合、④協同組合連合会又は①若しくは②が主な構成員となっている団体 であって、少なくとも一つの野菜指定産地の区域の全部又は一部をその区域としているもの。</p> <p>◎大規模生産者 おおむね2ha以上の指定野菜を作付けする者。</p>
対象野菜	<p>特定野菜(29品目)、特認野菜(6品目)</p> <p>・特定野菜(<u>アスパラガス</u>、いちご、えだまめ、かぶ、<u>かぼちゃ</u>、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、<u>スイートコーン</u>、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、<u>ブロッコリー</u>、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん)</p> <p>・特認野菜(オクラ、ししとうがらし、にがうり、みょうが、らっきょう、わけぎ)</p> <p>※ 太字下線の4品目は重要特定野菜</p>	<p>たまねぎ及びばれいしょを除く指定野菜12品目(ただし、複合地区、野菜指定産地育成計画を樹立した地区及び中山間等地域は14品目)</p>	<p>指定野菜14品目</p> <p>キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス</p>
対象産地	<p>知事が地方農政局長と協議して選定(対象産地)</p> <p>①作付面積：おおむね5ha(生しいたけほだ木5万本)以上、ただし、こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな及びみつば等はおおむね3ha以上。</p> <p>②出荷割合：総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合3分の2以上。相当規模生産者、農業生産法人等が主体となって産地強化計画を樹立した地区は3分の1。</p>	<p>知事が地方農政局長と協議して選定(対象産地)</p> <p>①作付面積：おおむね10ha(果菜類5ha)以上。</p> <p>②出荷割合：総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合2分の1以上。相当規模生産者、農業生産法人等が主体となって産地強化計画を樹立した地区は3分の1。</p> <p>③キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいの場合は、需給均衡要領第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象産地になること。</p>	<p>農林水産大臣指定(野菜指定産地)</p> <p>①作付面積：20ha(果菜類12ha、うち冬春もの8ha)以上。</p> <p>②出荷割合：総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合3分の2以上。ただし、次の作付面積以上の場合は2分の1以上。</p> <p>50ha：キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、レタス 30ha：果菜類(夏秋もの) 25ha：ねぎ 20ha：果菜類(冬春もの)、さといも、ほうれんそう</p>

対象産地	<p>●複合地区(既に他の特定野菜で指定されている産地) ①作付面積：同上</p> <p>②出荷割合：総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合2分の1以上。</p>	<p>●複合地区(既に他の指定野菜で指定されている産地) ①作付面積：おおむね7ha(果菜類にあってはおおむね3ha)以上。</p> <p>②出荷割合：総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合がおおむね2分の1以上。</p> <p>●中山間等地域 ①作付面積：おおむね5ha(果菜類にあってはおおむね3ha)以上。</p> <p>②出荷割合：総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合がおおむね2分の1以上。</p>	<p>●複合産地(既に他の種別で指定されている産地) ○作付面積：16ha(果菜類10ha、うち冬春もの6ha)以上。</p>																		
対象市場群	<p>次の市場等(知事が定める) ①指定野菜価格安定事業対象市場群に含まれる市場等 ②①以外の地方卸売市場(卸売市場法改正後は、中央卸売市場及び地方卸売市場)(知事が農林水産大臣と協議して定める。) ③対象産地所在地都道府県の流通施設(知事が農林水産大臣と協議して定める。)</p>	<p>次の市場等(知事が定める) ①指定野菜価格安定事業対象市場群に含まれる市場等 ②①以外の地方卸売市場(卸売市場法改正後は、中央卸売市場及び地方卸売市場)(知事が農林水産大臣と協議して定める。)</p>	<p>次の市場等(機構が定める) ①中央卸売市場 ②一定の条件を満たした地方卸売市場及び卸売市場以外の野菜の販売施設 (卸売市場法改正後は、一定の条件を満たした中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等)</p>																		
保証基準額	平均価格の80%	平均価格の90%	平均価格の90%																		
最低基準額	平均価格の55%。45、50及び60%の選択あり。	平均価格の60%。50、55、65及び70%の選択あり。	平均価格の60%。50、55、65及び70%の選択あり。																		
補てん率	(保証基準額-平均販売価額又は最低基準額)×80%	(保証基準額-平均販売価額又は最低基準額)×80%	(保証基準額-平均販売価額又は最低基準額)×90%。 60、70、80及び100%																		
造成資金の負担割合	国(機構)：3分の1 県及び生産者：3分の2 (ただし、重要特定野菜は、国(機構)：2分の1 県及び生産者：2分の1)	国(機構)：2分の1 県及び生産者：2分の1	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">生産者</td> </tr> <tr> <td>重要野菜</td> <td style="text-align: center;">65%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">17.5%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">17.5%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の野菜</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> </table>		国	:	県	:	生産者	重要野菜	65%		17.5%		17.5%	上記以外の野菜	60%		20%		20%
	国	:	県	:	生産者																
重要野菜	65%		17.5%		17.5%																
上記以外の野菜	60%		20%		20%																